

6 輸国第3875号

関税割当公表第54号

令和7年度以降各年度のオーストラリア産麦芽の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるオーストラリア産麦芽（いってないもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの。以下「オーストラリア産麦芽」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年2月14日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産麦芽（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1107.10号のうち泥炭でくん蒸したもの以外のもの）

2 各年度における合計割当数量 86,000t

3 各年度における通関期限 関税割当証明書の割当て年月日の属する年度の末日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 ビール、発泡酒及びウイスキー（以下「ビール等」という。）原料用

農林水産省輸出・国際局国際経済課

2 その他用

農林水産省農産局穀物課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 各年度における提出期間

直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。

(1) ビール等原料用

国税庁長官が交付する麦芽関税割当申請限度内示書（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（様式編）の制定について（法令解釈通達）（平成17年8月25日課酒1－66ほか1課共同）に定める様式により、国税庁長官に交付申請を行い、交付されたもの。以下「内示書」という。）の交付の日から起算して14日以内。

(2) その他用

期間終了日が行政機関の休日の場合は、翌開庁日を期間終了日とする。

ア 第1回割当て

期間開始日 関税割当てを希望する年度（以下「割当年度」という。）
の前年度の3月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

イ 第2回割当て

期間開始日 6月最終火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

ウ 第3回割当て

期間開始日 10月第1火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の火曜日

エ 第4回割当

期間開始日 1月第3火曜日

期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日

イからエの割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）とイからウの割当てについては、各提出期間の開始日の3週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）、エの割当てについては、割当年度の12月第3木曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。

なお、イからエの割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の前の週の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）に農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

割当年度の前年度又は割当年度において、第12の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1又は2のいずれかの要件に該当する者

1 ビール等原料用

- (1) 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条の規定に基づき、ビール等の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）のうち、内示書の交付を受けた者
- (2) 酒類製造者に対して輸入麦芽を販売することが確実と認められる輸入業者等の事業者であって、内示書の交付を受けた者

2 その他用

- (1) ビール等原料用（麦芽を輸入時と同一状態で販売（譲渡）する場合のほ

か、麦芽を加工又は製品化した後、麦芽の本質を保持した状態（注）で販売（譲渡）する場合であっても、最終的にビール等原料用として使用するものを含む。）以外の用途に供するための麦芽の使用を事業目的とする法人又は麦芽を使用することが確実と認められる個人事業者（以下「その他製造者」という。）であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者

- (2) (1)その他製造者に対して輸入麦芽を販売することを事業目的とする法人又は輸入麦芽を販売することが確実と認められる個人事業者（以下「その他販売者」という。）であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者

(注) 「麦芽の本質を保持した状態」とは、「食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日付け消食表第140号）」の「総則－14」の「加工」の定義に該当する状態をいう。

例えば、麦芽を粉碎し、袋詰めした製品は「麦芽の本質を保持した状態」とであるとみなす。

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1又は2の方法により提出することができる。

1 書面による提出

- (1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

- (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(ビール等原料用)

農林水産省輸出・国際局国際経済課 麦芽担当者宛

(その他用)

農林水産省農産局穀物課 麦芽担当者宛

2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。また、電子メール受信確認のため、送付後速やかに受付担当課(以下の連絡先)まで、電話連絡することとする。

(宛先)

(ビール等原料用)

epakanzei@maff.go.jp (連絡先 03-6744-7165)

(その他用)

mugi@maff.go.jp (連絡先 03-3502-5965)

第7 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

1 ビール等原料用

(1) 関税割当申請書(省令別記様式第1)

(2) 内示書

電子メールにより申請を行う場合は、写しを添付するものとし、原本は関税割当証明書の交付の日から起算して30日以内に送付するものとする。

2 その他用

(1) 関税割当申請書(省令別記様式第1)

(2) 麦芽使用計画数量等一覧表(別記様式1)

(3) 輸入麦芽の必要数量の根拠に関する資料

(4) 法人の場合は、登記事項証明書(写し)、個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

ただし、割当年度の前年度における割当実績を有する者であって、申請

時点において内容に変更がない場合は、これらの書類の提出を必要としない。また、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。

- (5) その他販売者の場合は、その他製造者（販売先）ごとの輸入希望数量（別記様式2－1）及び輸入希望数量一覧（別記様式2－2）

原則として、(5)に記載の販売先以外への販売は認めない。ただし、(5)の提出後に、やむを得ない理由により、(5)に記載の販売先を変更する場合は、販売先の変更を必要とする理由について、受付担当課へ事前に相談するものとし、変更後は、変更後の(5)を受付担当課に速やかに提出するものとする。

- (6) 本公表に基づく関税割当申請により割当てを受けた麦芽(加工したものを含む。)をビール等原料用として使用しない旨又は酒類製造者に販売（譲渡）しない旨の誓約書（別記様式3）

第8 割当基準

1 ビール等原料用

内示書の関税割当申請限度の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

2 その他用

申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第9 関税割当証明書の交付

1 (1) 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書は、原則として申請日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給する。

1 (2) 第4の1の(2)のアの割当て

関税割当証明書を割当年度の4月1日付で発給する。

ただし、割当年度の前年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了し

た関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

1 (3) 第4の1の(2)のイ、ウ及びエの割当て

原則として各提出期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(2)のアのえい割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

第10 報告

- 1 その他製造者は、やむを得ない理由により、輸入麦芽を譲渡しようとするときは、受付担当課へ事前に相談するものとし、譲渡後は、割当年度の末日までに輸入麦芽が当該製造者から当該製造者以外のその他製造者に販売されたことが確認できる販売実績一覧（別記様式4）と併せて、輸入麦芽の譲渡が必要となった理由書（任意様式）を受付担当課に提出するものとする。
- 2 その他販売者は、割当年度の末日までに輸入麦芽が第7の2の(5)に定める別記様式2－1及び2－2に記載のその他製造者に販売されたことが確認できる販売実績一覧（別記様式4）を受付担当課に提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 関税割当証明書の返納

- 1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、

郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たって、1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合は、「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」（経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1）を受付担当課に提出するものとする。

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第12 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」

という。) こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当て申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当て証明書（関税割当て証明書）の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当て証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第13 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本公表に基づき提出された関税割当て申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当て証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1 に掲げる公表のための内容を除く。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当て申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当て数量の分割を希望する場合の関税割当て証明書分割申請書（省令別記様式第 3）の提出部数はそれぞれ 1 通とする。
- 2 関税割当て申請書等の記載、関税割当て証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当て証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当て証明書の有効期間については、関税割当て証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 4 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 5 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。
- 6 本公表に定める各種手続き（農林水産省における事務手続きを含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。
- 7 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。